

研究倫理上重大な違反行為が認定された会員に対する処分に関する規程

2015年12月5日施行

(目的)

第1条 会長は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理委員会規程第5条第1項第3号による「違反行為」に関する調査の結果、理事会が重大な「違反行為」があったと認定した会員（以下「対象会員」とする）に対して、理事会の審議を経て本規程に定める処分を行うことができる。

(故意また重過失の対象会員に対する処分)

第2条 会長は、理事会が「違反行為」を重大と認識し、かつ「対象会員」の故意または重過失によると認定した場合、期間を定めて、以下の各号の受理や派遣を「対象会員」に対して行わないとすることができる。

- (1) 学会大会における発表の受理
- (2) 学会誌への投稿の受理
- (3) その他、学会が主催・共催する研究活動への派遣

2 停止期間は、1年以内とする。

3 本条の処分をした場合は、「対象会員」に対して書面で通知する。

(その他の処分)

第3条 会長は、理事会が「違反行為」を重大と認定した場合、「対象会員」に対して、書面で厳重注意をすることができる。

(処分の公表)

第4条 第2条および第3条の処分をした場合は、すべての会員に研究倫理に関する注意を喚起するために、処分内容を学会ホームページで公表する。ただし対象会員の氏名は公表しない。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

- 1 この規定は、2015年12月5日より施行する。